

平成30年3月5日

「精神障害者雇用促進キャンペーン」について

流通団体 御中

経済産業省  
商務・サービス G 消費・流通政策課

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

本年4月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が引き上げられることに伴い（※）、厚生労働省が「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施しております。

障害者雇用対策については、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指し、厚生労働省を中心に各種支援策を講じているところです。

現在、障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現する等、着実に改善しつつあるものの、依然として様々な課題も残されています。

皆様には、これまで以上にお力添えをいただきたく、まずは、会員企業の皆様等への周知のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

なお、障害者雇用の各種支援策につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

※：法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体	2.3%	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2%	<u>2.4%</u>

【添付資料】

「精神障害者雇用促進キャンペーン」リーフレット